

令和7年度高島市鳥獣被害対策実施隊員選考要項

1 目 的

高島市では、野生鳥獣による農作物被害を防止するため、野生鳥獣の捕獲や追払い活動に従事していただく高島市鳥獣被害対策実施隊員を募集します。

2 申込の受付

- (1) 受付場所 高島市役所本館1階 農村整備課
- (2) 受付期間 令和7年1月14日(火)から1月24日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く)
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

3 申込資格(すべての条件を満たしていること)

- (1) 高島市内に住所を有していること
- (2) 第1種または第2種銃猟免許を取得していること
- (3) 賠償額が3千万円以上の損害保険に加入していること

4 提出書類

- (1) 令和7年度高島市鳥獣被害対策実施隊員選考試験申込書(新任の場合)
- (2) 令和7年度高島市鳥獣被害対策実施隊員再任意向申出書(再任の場合)
- (3) 令和7年度高島市鳥獣被害対策実施隊員従事内容確認書
- (4) 狩猟免許(第1種または第2種銃猟免許、わな猟免許)の写し
- (5) 猟銃・空気銃所持許可証(全ページ)の写し
- (6) 損害保険証券(補償額が3千万円以上)の写し
- (7) 誓約書

5 選考方法

選考にあたっては、提出書類を審査の上、高島市鳥獣被害対策実施隊選考委員会において、任用候補者として決定します。また、新規の方については、提出書類の審査に加えて、選考試験(筆記、面接試験)を行い、総合的に決定します。

① 選考試験

新規の申込者については、下記のとおり選考試験を行います。

○ 実施日時および場所

日時: 令和7年2月14日(金) 午後1時30分から (受付: 午後1時15分から)

場所: 新旭公民館

試験内容	日 時	場 所
筆記試験	午後1時30分から午後2時30分まで(1時間)	2-A会議室
面接試験	午後2時40分から (1人10分程度)	3-A会議室

試験内容

(1) 筆記試験

択一式筆記試験により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等関係法令、猟具、鳥獣ならびに鳥獣の保護管理に関する知識について行います。

(2) 面接試験

個別面接により、公務員としての意識、判断力、コンプライアンスおよび身体機能等の能力を備えているかについての試験を行います。

6 実施隊員の決定

令和7年2月下旬に、申込者全員に結果を通知します。任命書は安全講習会の場で配付します。

7 安全講習会

下記のとおり安全講習会を実施し、令和7年度に有害鳥獣捕獲などを行う者に対して、活動時の事故防止等の観点から、捕獲にあたっての注意点などの講習会を行います。

実施隊活動や有害駆除活動に参加する者については、この安全講習会への参加を必須とします。

(開催日時・場所)

日 時： 令和7年3月19日(水) 午前10時から午前11時30分まで

場 所： 安曇川公民館ふじのきホール

対象者： 令和7年度に実施隊活動または有害捕獲活動を行う者

内 容： 有害鳥獣捕獲にあたっての注意点 等

説明者： 滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所、農村整備課獣害担当

8 その他

令和6年度報酬額

ニホンジカ捕獲	12,000円／頭(幼獣)
	19,500円／頭(成獣オス)
	19,500円／頭(成獣メス)
イノシシ捕獲	10,000円／頭(幼獣)
	15,000円／頭(成獣)
ニホンザル捕獲	10,000円／頭
外来獣捕獲	5,000円／頭
追払い等	2,900円／時間

※ 上記の金額は、変更になることがあります。